平成19年11月伊賀南部環境衛生組合議会第153回臨時会会議録平成19年11月22日(木曜日)

議事日程

平成19年11月22日(木曜日)午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第11号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算(第2 号)について
 - 第5 請願、陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

梶田 淑子坂井 悟中岡 久徳橋本マサ子福田 博行藤島 幸子宮﨑 由隆桃井 隆子山下 松一吉住美智子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

亀井 利克 副管理者 管理者 今岡 睦之 収入役 副管理者 伊藤 経人 森岡 繁一 山﨑 幸雄 事務局長 廃棄物処理担当監 栁嶋 正範 総務担当参事 前田 國男 総務担当参事 城山 廣三 総務室長 濱田 謙治 業務室長 名和 健治

清掃工場建設室長 夏秋 佳生

事務局職員出席者

 書記長
 中野 栄蔵
 書記次長
 高嶋 和子

 書記
 小島 敏孝
 書記
 岩本 靖之

(福田博行議長席に着く)

議長(福田博行) ただいまから平成19年11月伊賀南部環境衛生組合議会第153回 臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(福田博行) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、中岡久徳議員、宮崎由隆議員を 指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(福田博行) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決しました。

日程第3 諸般の報告

議長(福田博行) 日程第3、諸般の報告をいたします。監査委員から平成19年10 月に執行した例月出納検査結果並びに平成18年度執行の定期監査結果の報告を受け ました。報告は、お手元に配布のとおりであります。

日程第4 議案第11号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算(第2号) について

議長(福田博行) 日程第4、議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者(亀井利克) ただいま上程されました議案第11号、平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 今回、補正をお願いいたします内容は、家庭廃棄物の指定袋方式による有料化の実施に係る経費の計上並びに家庭廃棄物処理手数料を設定することによります歳入の補 正でございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。収塵車管理費におきまして、需用費では、 啓発用のポスターや取扱店のステッカー等の作成費で 132 万 4,000 円の補正。委託 料では、指定ごみ袋の製造管理委託と手数料の収納事務委託で 1,452 万 7,000 円の補 正であります。

次に、歳入につきましては、家庭廃棄物の処理手数料 3,518 万円と繰越金 5,482 万5,000 円を計上しています。その結果、名張市及び伊賀市にご負担いただいております分担金は、名張市分、伊賀市分、合わせまして 7,415 万 4,000 円の減額といたしております。

これらによりまして、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ 46 億 3,550 万 9,000 円 となっております。

債務負担行為につきましては、指定ごみ袋製造管理業務を委託する費用に関し、期間及び限度額を設定いたしておりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。 以上が、今回お願いいたします補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

- 議長(福田博行) これより質疑を行います。本日の質疑は会議規則第43条の規定により、質問回数は3回までとなっておりますので、その点よろしくお願いをいたしておきます。梶田議員。
- 議員(梶田淑子) 先程、全協でも少し申し上げたのですが、このごみ袋の製作料、指定ごみ袋製造管理業務委託料、この金額が 1,253 万 2,000 円となっておりますが、これにつきまして、このごみ袋をどのぐらいに見積っているのかっていうことも聞かしていただきました。そして、ここに出ている債務負担行為の 8,000 万も、これごみ袋の委託料なのですが、これ私、非常に疑問に思うのですが。まず、有料になる時の金額の一部、これごみ袋の製作料とか、そういった手数料とか入ってくるわけですから、そこの部分がこの金額でいいのかどうかっていう議論、少しも議会ではさしていただいておりません。そして、名張の議会で私は申し上げたときに、前田部長は製作料を10円っていうふうなことを申されました。その時に、なぜ1枚のごみ袋が10円なのですかと。これ100枚単位くらいで買えば、スーパーで、3円4円で売っているごみ袋です。また、色んなところも調べましたが、例えば大手で、丸紅なんかも中国で

ごみ袋を作らしています。そして、イオングループなんかも中国で、ジャスコの袋なんかも入れております。そんなのは全て何円で、もう本当何十銭で出来て、もう1円2円の世界で入ってくるわけなのですから、そう言うのが、なぜこんなに高いのかなあと。ですから、これ市民の税金を使って物をして行くうえにおいては出来るだけ、財源不足という中ではもっともっと低いコストで出してくるかなあと。そういうこともやって欲しいと思って意見申し上げていたのですが、今日お聞きすると見積りも1社しか聞いてない。これね、1社では比較対象も出来ないでしょう。で、各市の状況はって、それも未だ本当に定かでない。こんな状況で簡単に予算上げて来て、これ8,000万円も債務負担行為で出してくる。20年度と21年度ということはね、これ4,000万ずつというふうに考えられるんじゃないのですか。ですから、この辺の細部の、ここにこれだけの金額を出してくるのにはその根底にはきちっとした積算の根拠があるはずなのですね。そういうのをなぜ出してこないのですか。お答えください。

議長(福田博行) 事務局長

事務局長(山﨑幸雄) 先程の全協の方でも説明をさせていただきましたところでございますが、袋の製作につきましては、今考えておりますのは30ミクロンの国産品。中国製や外国製でなくて国産の袋を使用さしていただくと、こういうことと考えてございます。

それから、見積りにつきましては1社から見積りを取らしていただいたところでございます。これは、あくまでも価格がどのくらいかかるのかと、こういうことでございまして、当然、先程も申し上げましたとおり、入札につきましては条件つき一般競争入札でさせていただくわけでございますので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

それから、北播磨っていう清掃事務組合がございます。ここでお聞きをいたしますと、可燃ごみの大で9円45銭。こういうことも加味させていただいて、今回、設定をさしていただいたと、こういうことでございます。

議長(福田博行) 梶田議員。

議員(梶田淑子) あのね、私がちょっと中国の話を出すとすぐ国産と、中国産の違いって、そんなことの意味で言ったのと違うのですよね。私はいろんな所からそういった見積りも取らして見てね。できるだけ市民の税金を、きちっと費用対効果を考えた上でね、本当に財源ないって言っているのでしょ、名張市も伊賀市も。そしたら、もっとしっかりと、そういうとこを軽減していくような措置をとってほしいということで意見を申し上げております。

それからね、債務負担行為8,000万の。これ、こういうごみの袋の問題を債務負担

行為にしてくるというのは、本当にこれはおかしいじゃないですか。ごみ袋なんてね、単年度で十分にできますよね。上がったり下がったりあると思いますよ。変動あって。これね、一緒に伊賀南部組合議会を構成していただいている伊賀市さんは、このごみ袋については債務負担行為でこういった出し方をしているのですか。その辺のところ調べてありますか。それも聞かしてください。ですから、この予算についてはね、本当にこの積算の根拠っていうのが大事なのですね。それが少しも出てこない。こういう時になって聞かれてから、1社から見積り取ったとか、どこがどうやったとかって答えが出るだけでね。もっと早い時点でね、そういうことも調べたうえで議員にも周知して、そして議論をさせて、こういう予算を作ってくるのが当たり前じゃないですか。その辺どう思われますか。

議長(福田博行) 事務局長。

事務局長(山崎幸雄) 伊賀市につきましては、債務負担行為はしてないということで ございます。ただ、この債務負担行為の 8,000 万というのはあくまでも限度額でござ いまして、これ以上は、しないということでございますので、当然のことながら高い と言われておりましても、さっきも申しましたとおり一般競争入札に付するわけでご ざいますので、その辺で理解をいただきたいと、このように考えてございます。

議長(福田博行) 梶田議員。

この債務負担行為ということで8,000万をあげてきて、そして入札 議員 (梶田淑子) に付していくときには条件付き。その条件もね、そんな袋作った所は管理しとくのも 当り前ですし、売ってもらうとこへ持って運ぶのも当り前の管理業務なのですね。そ ういうのは、組合のことやからっていうて、特別にしているわけじゃないですから、 そんなことが条件って、それ当り前のことなのですよね。ですからもう少し、この伊 賀南部組合事業としていくうえについては、ここにとって不利にならないように、有 利にもって行けるような条件っていうのを付けて行かなければならないと思うのです が、その辺でどういった条件が付いているのか、もう一度そのきちっとした条件、そ れを言ってください。そして、これね1枚、ごみの袋の製作料12円50銭っていう のはね、本当に誰が聞いてもね、12円50銭って、これ本当に高いと思わないので すか。もう少しこれ、伊賀市の方もなんぼなのか。じゃこれからいろんなところへす るのにはどれ位なのかって、安い金額のとこへ合わすようにせんなんのですからね。 その辺のところ、どこでこの金額を妥当として出して来ているのか。その見積りを見 て、これ、そこの見積りどおりしたのですか。その辺どういう、出していただいた1 社どこか知りませんけどね。言っていただいたらいいのですけどなかなか言ってもら えないから聞きませんが、その出して来たたった1社の見積りがこれで出してきたの ですか。そしたら、それで何でいいって思われたのですか。そこ、最後にそれだけお 答えください。

議長(福田博行) 事務局長。

事務局長(山﨑幸雄) 何遍も申し上げていますとおり、その12円50銭が正しいと、こういうことを申しておるわけじゃございません。あくまでもこれは予算を取るための金額でございまして、当然のことながら競争入札するわけでございますので、その中で金額が決まって参ろうかと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長(福田博行) 橋本マサ子議員。

議員(橋本マサ子) ただいま、提案されております補正予算につきましてお聞きをしておきたいというふうに思います。

先程来から梶田議員の方からもご質問があったわけですけれども、やはり不安定な内容のものについて、債務負担行為までも含めてこうして計上するというふうなことについて、私もいかがなものかなっていうふうに思うわけでございます。そして、この間の様々な住民の皆様なり、また議会での質問に対する答弁の中身ですけれども、このごみの有料化、指定袋を導入することについて、その目的についてはもうこれは何十回も聞かされているわけですけれども、目的はなんぞやというふうなことに対してはごみの減量化っていうふうなことをずっと言い続けて来られているわけです。その本当にごみの減量化を図るのであれば、もっともっと私どもは根本的な所から正して、きちっとした今後の方策も含めて、全般的なごみの総量で色々な解決をして行かなければならないのではないかなというふうに思うわけです。ですから、どう見てもこの間の状況を見てみますと、家庭ごみの有料化がありきというふうなことが伺いしれるわけなのですけれども、まあそんなことも述べながら少しお聞きしたいというふうに思うわけです。

この発端というものは、この組合におきましても循環型社会形成基本法に基づく立場で取り組んではいただいているというふうには思うわけです。その根本をどうするかというふうなことになりますとやはり請願の中でも先程の説明の中で述べられておったとおり様々な角度から見ていかなければならないというふうに思います。で、そういう中で、先程も全協の中で管理者からご答弁があったわけですけれども、68円の根拠は何ぞやっていうふうなところですね。以前から、前回の組合議会というふうに思うわけですが、全員協議会の場で管理者が1.5円から2円がリバウンドしないというふうな形での見方をされているというふうなことで、これは担当者の方も答えられていたかというふうに思うわけですが。その根拠を明らかにするようにというふうなことで、この間、担当のところに求めてきたわけですけれども。そのことについて何を参考にされたのかというふうなことに対して述べておられたのが、これは担当も含めて全員の方かもわかりませんけれども、この間、その全国の調査をされてきた山谷さんっていうこの実態調査に基づいて書かれた本を参考にされたということで、私

もこの本を勉強しながら色々述べたいというふうに思うわけですけれども。1リット ル 1.5 円の袋価格でリバウンドしないというデータなのですが、家庭ごみの量だけを 見たものであるというふうに思うわけです。で、やはりこの家庭ごみだけを見たので は、私は全体的な解決にはつながらない。事業系のごみもきちっと含めて、総量で見 ないといけないというふうに思うわけですけれども、この間出されていた当局の資料 も広域での形では出されていましたけれども、名張市での説明会とか私どもへの答弁 にいたしましても、名張市独自ではどうなのだというふうなところが出されてなかっ たかというふうに思うわけです。で、この本でも近隣のデータを見ましても、東京都 の方で大きくこれが取り上げられているわけですけれども、昭島市とか福生市なんか ではそれがリバウンドしているデータを見て、リバウンドしているというふうな、ご みの有料化をしてもリバウンドしているというふうなことも実態として現れていると いうふうなことが出ているのではないかというふうに思います。で私も、また今まで 様々な資料もいただいたりもしてきましたけれども、この本会議の場できちっとお聞 きをしておきたいというふうに思うわけですが。この間、10月からですが、これは 先般もお聞きをしたわけですけれども、容リプラの分別を試行していただいておりま すが、これは名張市だけというふうなことになるわけですが直近までのその実績がど のような様子になっているのかというふうなことですね。それから、事業系のごみが 10月から値段が引き上げられて、許可業者の引き取り料金ですけれども、引き上げ られているわけですが、その引き上げによって搬入状況がどのように変わったのかと いうふうな実態をお聞きしたいというふうに思います。まず、その辺からお聞きをし たいと思います。

議長(福田博行) 総務担当参事。

総務担当参事(前田國男) 今回の家庭ごみの有料化の検討に際しましては、既に従前から名張市の本会議等でお答えもさしていただいているとおりでございますが、私どもが平成12年度に策定させていただいたごみゼロリサイクル社会を目指すアクションプログラムがありまして、それに掲げる施策それぞれ鋭意努力をして参ったところでございますが、最近の最終処分場の逼迫状況、さらにはごみの減量化が思っておるほど進んでおらないと、こういった状況を踏まえまして、今回大幅にアクションプログラムそのものを大きく見直させていただこうと。このようにさせていただいた中で、数々の先進地等の家庭ごみの有料化の効果、そのほどを色々検討もさせてまいらしていただいたと。このような中で、橋本議員からもご紹介いただきました昭島市と福生市のそれぞれの団体につきましては、40リットルで60円という形、リッター当たり1.5円ということで有料化を実施されている団体でございますが、これらの団体につきましてはいずれも二桁台の減量効果を維持されておりまして、私どもはリバウンドがおこっておらないと認識させていただいておったところでもございます。そうい

ったところで、私ども数々の団体の情報等も検討もさせていただいて、当初80円で、 見直しの中でも68円という形で価格設定をさせていただいているところでございま すので、この点ご理解を賜りたいなと思います。

また、ごみの減量施策につきましては家庭ごみの有料化、いわゆる経済的インセンティブによります家庭ごみの有料化が効果的でもありますが、私どものごみゼロリサイクルアクションプログラムの中では単にその家庭ごみの有料化のみならず他の色々併せ持ってさせていただく施策でもって、総合的に減量化を推進して参りたいと。このようにも考えてございますので、その点のところにつきましてもご理解を賜りたいなと、このように思います。

残余のご質問につきましては事務局の方でお答えいただきます。

議長(福田博行) 事務局長。

事務局長(山﨑幸雄) 事業系のごみの推移につきましては業務室長よりお答えをさせ ていただきますが、私の方から容器包装プラスチックの試行を始めてどうだったのか ということをお話させていただきたいと思います。まず10月からスタートいたしま した容器包装プラスチックにつきましては、試行実施前には分け方とか出し方の説明 会を合計 123 回開催させていただきまして、10月の1か月で容器包装プラスチック の市内の全体の量としましては約105トンでございました。この回収したごみの中身 をサンプル調査いたしてございますが、これにつきましては容積比では約2割、重量 比で約4割の異物が混ざってございました。また、10月から収集日が変更されたこ とを知らずに、燃やさないごみの収集日と誤って出されたことも異物混入の大きな原 因だとも考えてございます。それから、異物として一番多かったのは汚れた容器包装 プラスチック、次に商品プラスチックといわれますコップとか歯ブラシ、プランター、 おもちゃ、これらのものが入っていたということでございます。ほかにも金属資源と か紙資源、ペットボトル、中には生ごみも入っていることもございました。このこと は広報でも市民の皆様方にお知らせをしているところでございますが、今後もチラシ 等により一層啓発を行っていきたいと、このように考えているところでございます。 以上でございます。

議長(福田博行) 業務室長。

業務室長(名和健治) 事業系の手数料が上がることにつきまして、昨年度と比べまして9月の持ち込みの、搬入の燃やさないごみにつきましては昨年度と比べまして2割から3割上がっております。そして、燃やすごみにつきましても、9月につきましては、平年と比べまして倍近く上がっているところでございます。10月に入りましてこの反動で下がっているというのが現状でございます。以上です。

議長(福田博行) 橋本マサ子議員。

議員(橋本マサ子) この山谷さんの総合評価というのは、どちらかと言うと有料化を

進める方向での色々な観察をされているかなというふうに思うわけですけれども、そ の中でも、本当にその有料化したからごみが減ったというふうなところばかりではな いというふうなことも書かれていたかというふうに思います。そういう意味では、こ の本だけでの調査ではなくって、もっともっと実態を本当に聞き取りをするなどをし て、全国の様々な取り組み状況をもう少しきちっと研究もしていただきたいなという ふうに思います。それから、容リ分別を実施してからでは、結構、分別方法、分別の 状況も進められているのかなというふうに思うわけですけれども、まだもう少し、や はり住民の皆さんに徹底しなければならないものがあるのではないかというふうに思 います。私どもはやはりこのもともと生産者がきちっと、生産者というのは、ごみに なるものを作る人達がもっともっと責任を追うということが第一次的な課題であろう というふうに思うわけですけれども、現段階において、こうして出てしまっているも のについてはやはり一定取り組みをして、ごみを減量するというふうなことが大切で あろうというふうに思っております。事業系につきましても、金額が上がろうとして いる時には2、3倍になったけれども、実態としては、その後については減って来た というふうなことのようでございますけれども、前年の同時期に比べるとやはり増加 をしているわけですね。で、手数料を特に上げた時の10月というのは前年の3倍に もなっているというふうなことも、資料をいただきまして私達も推察しているところ でございます。一般廃棄物の許可業者の人達のものと比較をすると、前年と逆転して いるというふうなものもあったりもしますし、こういう点では値段が引き上がったか らといって、特にこれが大きく減量になったというふうなことには繋がらないのでは ないかなというふうなこと。また、短時間といいますか、短期的な取り組みですので 十分な精査は出来ないわけですけれども、仄聞する限り、そんな感じが受け止れたと いうふうなことに見うけられると思います。

それから、条例の中でちょっと議論をしたかったわけですけれども、それが今回表れてきませんでしたので、その事業者の責務というふうなことですよね、ちなみに伊賀市さんの方の事業者の条例を見せていただきましたら、きちっと事業者の責務ということがうたわれておりました。で、私どももやはりこの間の議論でも随分とお願いをしてきたわけですけれども、事業者の責務についてもう少し具体的に、リアルにお願いをしていくべきところはきちっと条例でも設定すべきではないか。あるいは産業廃棄物につきましても、きちっとそこは受け入れないような形の条例を設けるべきではないかと言ってきたわけですが、条例については今後みきわめていきたいというふうに思うわけですけども、現在、その許可業者分として受け入れられている、ごみの中に一般廃棄物の業者分とそれから産業廃棄物の分とがあるというふうに思うわけですが、結構その産業廃棄物の分も大きな量がこうして組合に寄せられておりまして、その中でも特に料金が引き上げられた時に多かったのが産業廃棄物にあたるわけなん

ですね。 3 倍になっているわけです。そういうところからすると、やはりこの産業廃棄物に対して、この組合として、またどうして行くのかというふうなことをきちっとうたっていかなければならないというふうに思うわけですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それともう1点、伊賀南部環境衛生組合と同じような形態の取り組みをしているところがあります。それは埼玉県の久喜宮代衛生組合というところなのですけれども、名張市と旧青山町と良く似た感じのとこなんですが、この組合では事務分担もしっかり行われておりまして、組合が主導で適切な施策を打ち出してごみの減量を進めているという実態もございます。勿論、ここでは家庭ごみの有料化ではなくって、資源の、資源ごみの回収とともに、また事業系のごみに協力をしていただいているということで事業系のごみも減量している。で、総量で減らす努力を進めているという点では、この伊賀南部環境衛生組合でもおおいに学ぶべきところがあるというふうに思いますので、やはりそういった実態も是非、全国各地もっともっと研究をしていただきたいなというふうに思います。

そういう点でこのもう1つ申し上げたいのは、環境衛生組合をどういうふうに運営していくかというその運営の状況なのですが、これは今ご紹介申し上げた久喜宮代衛生組合の議会でも同じような、伊賀南部と同じような状況だというふうなことでございましたが、ここではこれは規約の中ですけれども久喜市と宮代町で人口規模は違うわけですけれども同じ7人、7人という方を選出されております。で、当然負担金につきましては、人口に合わせてというふうなことになっているようでございますけれども、やはりこの今回でもなかなか充分な組合での議論がなされてなかったというふうなことを、また、公平に議論をして行かなければならないという今後のことを考えた場合に、やはりこの辺の組合議会の運営のあり方ですね、その辺もきちっと私は整合性をはかって行かなければならないのではないかというふうに思うわけですけれども、その点についてどのようにお考えになっているのかというふうなこと、お聞きをしておきたいと思います。

議長(福田博行) 管理者。

管理者(亀井利克) 議会のご意志に従いたいというふうに思います。

議長(福田博行) 事務局長。

事務局長(山﨑幸雄) 産業廃棄物の件でございますが、これまでもお答えを申し上げてきているとおりでございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは私どもの条例、これに基づいて産業廃棄物を受け入れているわけでございますが、ただ名張市とそれから伊賀南部環境衛生組合とある会社でございますが産業廃棄物の中間処理施設に係る協定書というものも存在しているわけでございますので、この辺も含めて今後、新清掃工場が稼動するまでには検討して行きたいと、このように考えてお

るところでございます。

それから総量の減、当然のことながら総量を減じるためには家庭系ごみならず事業系のごみも減量しなくてはなりません。これにつきましては、今考えておりますのは、資源物につきましては、ただビンと缶とペットにつきましては分けて搬入していただくと。で、その産業廃棄物であります廃プラスチックにつきましては分ける分けないのところの論議はまだしてございませんので、取りあえずビン、缶につきましては分別をしていただいて持ってきていただくと、このように考えているところでございます。以上でございます。

議長(福田博行) 橋本マサ子議員。

議員(橋本マサ子) 運営の有り方については議会の意思に添いたいというふうなこと でもありますので、今後この辺の議論も必要かなというふうに思っております。

産廃につきましては、新しい清掃工場が稼動するまでにきちっとした形にしていき たいというふうなことでもございますので、今回こんなことにもなりましたけれども、 次の条例を示していただく時にはそのことについてもきちっと条文の中に加えていた だき、また事業者の責務についてはご答弁がなかったわけですけれども事業者の責務 についてもやはり住民と同じように、やはり様々な努力をしていただいてですね、減 量に導いていただきたいというふうに思うわけですけどもその辺について具体的に。 私は今、申し上げたのは伊賀市さんの条例ではきちっと事業者の責務がうたわれてい ると、そういった部分については是非、近隣のそういうふうな状況も参考にしていた だきながら、減量に向けてどうするかということのところでの力を尽くしていただき たいというふうに思うわけですが、その辺のご答弁がありませんでしたので再度お答 えいただきたいというふうに思います。やはりごみの減量を本当にしていくのであれ ば私は多面的な形での取り組みが必要だというふうに思いますし、先程お答えもいた だきましたそれはただ有料化するだけではなくって、それ以外のことも、様々な施策 を合わせてすることで減量が進んでいくというふうなことは私どももそのように承知 しているわけでございまして、是非、その立場でこれからの取り組みをお願いをして おきたいというふうに思います。

お答えがなかった件について、もう一度ご所見をお聞きしておきたいというふうに 思います。

議長(福田博行) 事務局長。

事務局長(山﨑幸雄) 事業系の責務につきましては、事業系のそのごみ処理というの はあくまでも自己処理が基本でございます。このことはもう既にこれまで申してきた ところでございます。ただ、その条例にうたうかどうかということでございますが、 これにつきましては新清掃工場が稼動する時には条例改正も必要となってまいります。 この時に全面的に見直しを行うと、こういうことでご理解いただきたいと、このよう

に考えてございます。以上でございます。

議長(福田博行) 他に質疑はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ないようでありますからこれをもって質疑を終結いたします。 これより討論を行ないます。梶田淑子議員。

(議員梶田淑子登壇)

議員(梶田淑子) 議案第11号 一般会計補正予算第2号について、梶田淑子、反対 の立場で討論させていただきます。

ここに計上されております第2表 債務負担行為補正として、事項、指定ごみ袋製 造管理業務委託料、期間、平成19年度から平成21年度まで、限度額、8,000万円 についてですが、債務負担行為は自治法第215条で認められていますが、債務負担は 将来事務的経費として歳出予算を拘束するものであり慎重にしなければならないとう たわれております。公共事業の建設に係る予算等は理解できますが、ごみ袋の作成料 としての予算は伊賀市が単年度で発注しているように単年度で予算計上をするべきで す。現に今の予算は45リッター袋1枚の作成料が12円50銭となっております。 今スーパーで売っている袋は10枚70円位で1枚7円。まとめて買えば1枚3円か 4円で売っております。仕入れ原価は1円か2円位のものです。名称やいろんなこと を印刷してもこれは高すぎます。製造元は販売店へ卸す金額が12円50銭は高すぎ ます。この上に手数料収納事務委託料は 199 万 5,000 円となっておりますが、この手 数料収納事務委託料は1枚につき2円だそうですが高いとは思いませんか。議会の場 において、袋の製造については見積りも聞かされず、どこの業者に委託するのか、入 札はどうなっているのかなど一度も議論をさせていただいていない中で、いったい 8,000 万とはどこから出た金額でしょう。納得いきません。議員の皆様にお願いいた します。議員の責任を果たすためにも、たとえごみ袋1枚の作成料であっても1円の 無駄もない予算の支出を計上さすには、その方法、手立て、見通し、他の自治体との 比較など調査結果を出させて、議会で審議させていただき、十分な議論の上で決めさ せていただきたいと思います。ごみ袋1枚の作成料が12円50銭という常識を逸脱 した予算計上は認められません。議員の皆様に再検討を求めて、この反対の私心にご 賛同いただきますようお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長(福田博行) 藤島幸子議員。

議員(藤島幸子) 私はただ今議題となっております議案第11号 平成19年度伊賀 南部環境衛生組合一般会計補正予算第2号につきまして、賛成の立場で討論いたしま す。

私達はより快適に生活するために、大量生産、大量消費、大量廃棄ということを当り前のように行ってきました。その結果、環境破壊し、最終処分場はどこも限界寸前となっており、ごみの排出抑制以外に打開の道はないと考えます。事業者、生産者、市民のごみ減量に向けての認識が問われております。このような状況の中、ごみ減量意識やごみ問題への関心が高まりつつあるにもかかわらず、ごみの減量が進んでおりません。そこで、ごみ処理費用の一部を直接負担していただくことにより、排出抑制、リサイクルの増進の機運が醸成され、減量効果が進むものと確信するものでございます。今回の補正予算につきましては、ごみの有料化を実施するための必要最小限の予算措置がなされていると考えますが、容器包装プラスチックの分別と有料化が相乗作用し合って、総体的に減量化していくようなシステムが構築されることを期待しまして、賛成の討論といたします。

議長(福田博行) 橋本マサ子議員。

議員(橋本マサ子) ただいま上程されております平成19年度伊賀南部環境衛生組合 一般会計補正予算第2号について、反対の立場で討論を行います。

当補正予算には、いわゆる伊賀南部環境衛生組合管内における家庭ごみの排出にあたり、指定袋制を導入するための袋の製造管理業務委託や手数料の収納事務を委託する関係予算などが計上されております。併せて、指定ごみ袋の製造管理業務委託に関しては、2007 年度から 2009 年度までの 3 年間の債務負担行為として 8,000 万円が示されています。ご存知のように、今回のごみ問題に関しては組合としての運転管理業務でありながら両市の取り組み内容が整合されていないことは基より、ごみ量の 9 割を占める名張市内ですら多くの疑問が残されたままでございます。この間、今回の提案は何を目的とするのかといった多くの住民や議員の質問に対して、ごみの減量であるとの答弁が終始なされて参りました。このごみの減量を追及するのであれば過去の取り組みがどうであったか、現在のごみの実態はどうなっているのか、産業廃棄物は今後どうするのか、事業系ごみの減量についてどのように対応するのか、家庭ごみの取り扱いをどうして行くのか。などなど総合的な検証を加えた今後の取り組みをしなければ、ごみの減量に関する問題は解決しないのではないでしょうか。この間の取り

組み状況をお聞きいたしましても、今回の家庭ごみ有料化の施策提案は循環型社会を 創るという基本法に基づく内容になっていないと思われます。これまでの組合の域内 での家庭ごみや事業系ごみ、また産業廃棄物等それぞれのごみの実態を明確に分析し て、ごみを総量で減らすという取り組みになっていないことが伺いしれるのではない でしょうか。名張市域での住民説明、議会説明は全て組合全体のデータで現状と減量 目標を示して行われて参りました。すなわち名張市域内でのごみの実態については正 確に住民にも議会でも明らかにされませんでした。さらに伊賀市域、旧青山町では住 民説明会も行われていません。組合外の住民と事業者にごみの実態を明らかにして、 意識改革によりごみを総量で減らすというのでなく、減量の言葉を借りた家庭ごみ有 料化ありきで強行に進めようとしているのではないでしょうか。それは、大型焼却炉 を強行に導入した結果、その膨大な建設費の償還や今後の維持管理運営費の財政裏づけを住民に押し付けようとするものにほかなりません。以上のことなどから本議案に は到底賛成することはできません。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、 私の討論を終わります。

議長(福田博行)これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

可否同数であります。よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長によりこれを決します。議案第 1 1 号は、原案のとおり決することにいたします。

日程第5 請願、陳情について

議長(福田博行) 日程第5、請願、陳情についてを議題とし、平成19年請願第2号 から請願第4号までの3議案につきまして一括して質疑を行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いた します。

これより討論を行ないます。山下松一議員。

議員(山下松一) ただいま議題となっております3件の請願につきまして、反対の立場で討論を行いたいと存じます。

この出されております請願内容を見てみますと、価格については名張市民の合意を得た上で決定すべきである。また、一つの条例に別々の手数料を規定するのは法の下、不平等であるといった内容でございます。しかしながら、本議会に提案される予定である条例が提案されておりません。具体的な提案がなされてない中で、これらの請願に対しまして議会として議論するのはふさわしくないと考えるところでございます。このようなことから、当然のことながら私はこの三つの請願につきまして不採択とすることを望みまして、反対討論といたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

議長(福田博行) 梶田淑子議員。

議員(梶田淑子) 請願第2号の家庭ごみ有料化の価格について、名張市住民の合意を 得たうえでの決定を求める請願書について、私は賛成の立場から討論させていただき ます。

桔梗が丘地区区長会から出された請願内容は、桔梗が丘地区は収集方法はじめ家庭 ごみ有料化の価格についても、現時点では一切の合意をしておりません。この状態の 中で、10月23日の組合議会において亀井管理者は、これまで検討を重ねてきて市 民の皆様にも合意を得た上でスタートするということになっていると発言されたのに 対して、桔梗が丘は収集方法をはじめ、価格についても一切の合意をしておりません。 価格については、名張市住民の合意を得た上で決定していただくことをお願いすると 申されております。 亀井管理者は前の全協において、 20年4月のスタートまでには 解決をつけます、努力をしてまいります、と言いながら、いまだに進展はしておりま せん。先程の全協でも申し上げましたが、100 戸単位の大ステーションの設定や、ま た桔梗が丘は各戸収集にしていただいても、それに対して住民側が1回に対して80 円の負担、また、行政も80円を負担する。だから、そういった案を今、桔梗が丘の 方に行政サイドとして提示されているようですが、それは本当に他の地域から見ても、 これはなんたることだというような案ではないかと思います。まだこのようなこと、 議会でも議論もしてないうえに、私達は聞かされても何の話か分からないところで返 答をして行かなければなりません。本当に今、このような桔梗が丘の方から皆さんの 住民の合意も必要ではありますが、議員にもきちっとした説明責任を果たしていただ き、私達の合意もきちっとしたうえでこういったことを実施して行くようにしていた だきたいと思います。本当にこの1万以上の、この人口を有する大きな新興住宅地の

区長会との問題を解決するためにも、桔梗が丘の要望を無視しないで良い方向づけを 出せるように、議員の皆様のご理解の基にこの請願の意図する住民の合意を得ていな いという桔梗が丘区長会の意思表示を受け止めていただきますようにお願いいたしま して、私の賛成討論とさせていただきます。

議長(福田博行) 橋本マサ子議員。

議員(橋本マサ子) 請願第3号 ごみの総量を減らすための施策を求める請願、この 請願に賛成の立場で討論を行います。

平成12年6月2日に公布、平成13年1月6日に全面施行された循環型社会形成 推進基本法、循環型社会基本法はこれまでの国のごみ施策を大きく転換するものでご ざいました。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動に対しての 廃棄物処理、焼却処理では環境問題、施設問題、財政問題、社会経済問題など様々な 分野の問題に対応できなくなってきました。そこで、そのような自然の循環を阻害す るような経済社会生活、経済社会活動のあり方そのものが限界を超えているのではな いかとの認識が共有されてきたからです。そして、21世紀の経済社会のあり方とし て、循環型社会実現に向けた道を明らかにするために、この基本法が制定されたので す。この基本法では、製品などが廃棄物になる場合やなった場合の施策の優先順位を わが国で初めて法定化しました。そして、事業者の排出責任。排出者責任として廃棄 物などの排出事業者が自らの責任において、その排出した物について適性に循環的な 利用、または処分をすべき責務を規定しています。国民の排出者責任としては、循環 資源について、適性に循環的な利用が行われることを促進するよう努力すること。そ のための自治体の取り組みへ協力することが規定されています。そして、特に拡大生 産者責任として生産者が製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表 示を行う責務、一定の製品についての引き取り、引き渡し、または循環型的な利用を 行う責務を規定いたしました。今回の伊賀南部環境衛生組合の家庭ごみ有料化の施策 提案は、この基本法に基づくものでしょうか。これまでの組合の域内での家庭ごみ、 事業系ごみ、産業廃棄物など、それぞれのごみの実態を明確に分析して、ごみを総量 で減らすという取り組みになっていません。先程もご紹介いたしましたごみ問題につ いて、全国の自治体調査に基づく執筆をされた山谷氏が、データ分析の中で手数料水 準が減量効果の決定的要因とまでは言えないと述べていることもわかりました。さら に同じ本の中で、有料化していない自治体でもごみの排出原単位、1 日 1 人当たりの 排出量でございますが、この排出原単位が少ない自治体、例えば三鷹市などいくつも あることが一覧表になっています。名張市の説明ではこのような市がどのような取り 組みをしているのかを明らかにしていません。家庭ごみ有料化ありきでなく、そのよ うな先進的な自治体から学ぶことが必要ではないでしょうか。さて、名張市では10 月から、容器包装プラスチック分別による市民の皆さんの意識で家庭ごみは減少して います。しかし、事業系ごみは手数料が倍になったにもかかわらず、ほとんど変わり ません。このことは常に私どもは指摘して参りました。上げると決まったその前月だ けは大幅に引き上げられましたけれどもその前に戻って行きますと、変わっていない のが現実となっています。有料化していないが減量が進んでいる自治体では事業系ご みについての施策が適切に取り組まれています。本組合でもこのような先進的な取り 組みを進めることがまず必要です。勿論、事業系ごみ、一般ごみを受け入れるならば 小規模事業所への対応は必要です。しかし、大型スーパー等の大量に生産する事業所 ごとに、ごみ量の減量計画をきちんと作らせることも大切です。さらに、産業廃棄物 をいまだに1業者から受け入れています。この業者がつつじの最終処分場へ搬入した ごみ量は、9月は前年の3倍、手数料改定の10月には昨年を上回っています。さら に、多くの一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入した量と比較しても9月はその2.8倍、 10月はほぼ同量で、減るどころか増えています。一体どのように考えているのでし ょうか。新施設の適切な維持管理、運営のためにも産業廃棄物の受け入れは中止をす るべきです。もし管理者が責任を持って受け入れを続けるのであれば、産業廃棄物と しての手数料を一般廃棄物と別に検討すべきです。ところでこれまでの施策はごみ減 量と言いつつ、ごみの生産者をどんどん増やしながら、その処理のために税金を投入 してきたのではないでしょうか。最終処分場には大型スーパーからの発砲スチロール、 これは産業廃棄物ですけれども一般廃棄物として処理されております、この発砲スチ ロールが毎日大量に搬入されています。大型スーパーが増えれば増えるほど、これま での商店街はさびれ、まちが空洞化します。一方、それだけごみが増えてきます。組 合域内での都市計画のうえからもごみを出さないまちづくりが求められています。ご みを総量で減らすためには、全国で先進的な取り組みをしているところがたくさんあ ると思います。今年は住民税の引き上げがされました。来年は医療制度改革がされ、 さらに負担がかかります。政府は消費税導入をほのめかしています。このような時、 住民生活にさらに負担を強いるような家庭ごみの有料化ありきではなく、ごみになる

ものを生産、販売する事業者の拡大生産者責任を明確にした立場でのごみ減量施策が 必要であり、そのことが循環型社会推進基本法に基づくものになるのではないでしょ うか。このようなシステムづくりを提起している本請願に対して、私は賛成の討論と させていただきました。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げまして討論を終わら せていただきます。

議長(福田博行) 梶田淑子議員。

議員(梶田淑子) 請願第4号 伊賀南部環境衛生組合の構成員すべての住民の法の下 の平等を求める請願について、梶田淑子、賛成の立場から討論させていただきます。

この請願内容は、10月23日の組合議会の全員協議会の場において、行政から打 ち出された条例案の中身について、同じ伊賀南部環境衛生組合という法的に認められ た一つの自治体の構成員である伊賀市青山地域住民と名張市住民との間に不平等があ ります。有料化の対象ごみ、名張市は燃やすごみと燃やさないごみ、伊賀市青山地域 は燃やすごみだけ。実施時期も名張市は平成20年4月1日、伊賀市青山地域は平成 21年1月1日。指定ごみ袋料金も一番大きな45リッター一つを申しても、名張市 は68円、伊賀市青山地域は20円と、そういった差がついております。伊賀南部環 境衛生組合の構成員である名張市住民と伊賀市青山地域住民は同じ一つの炉でごみ処 理をするのに、両市の住民にかける負担にこれほどの差をつけることに納得がいきま せん。法律で認められた自治体の同じ住民です。平等に扱ってください。名張市の住 民には指定ごみ袋の料金が68円になったことも納得のいく説明もなく、住民の意見 を言う場もなく、名張市住民は理解もなく、納得もしていません。このような不平等 な案に対して住民として合意できません。伊賀市青山の住民も名張市の住民も、負担 のかける条例の制定は全ての住民の平等と住民の生活を守る立場に立った条例の制定 をお願いされております。要望事項の中にも住民の合意を得たうえで条例を制定して ください。また、有料料金は伊賀市青山と同じ金額にしてください。青山が20円な ら名張市も20円、青山が30円なら名張市も30円と、平等にしてください。有料 の対象ごみも伊賀市青山と同じにしてください。実施時期は伊賀市青山と同時期にし てください。以上、すべて青山地域と平等に扱ってくださいとのお願いでございます。 議員の皆様には釈迦に説法とは思いますが確認の意味でお聞きください。条例制定権 は憲法の授権に基づくものであることから国の根本体制、根本秩序を定める法規であ る。憲法では第14条で、すべての国民は法の下に平等であって差別はされない、と

定められています。この差別はされないということは、差別を内容とする法律行為は 無効とする意味であります。条例は、法律の範囲以内で憲法第94条、国の法令に違 反しない限りにおいて、地方自治法第14条第1項で認められます。地方自治法第 244 条第3項には平等原則が定められております。平等原則とは住民が公の施設を利 用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならないということです。本日1 時より開かれました全員協議会の場で、伊賀市の議員よりこの提案されるはずであっ た条例につきまして、これの取り下げの提案がなされました。そして、全員の議員が 賛同してこの条例案は取り下げられました。しかし、今後この条例をまた制定してい くうえについては、こういった住民が非常に、本当に怒っていると申しても過言では ないぐらい、この今までに、この先に出された条例については本当に訴訟も起こしか ねない住民の怒りと不満がこの請願書に込められておりました。客観的な法規の違法、 不当の適用を是正するための手段としての訴訟や効力の有無の確認を求める訴訟とし て、行政事件訴訟法第3条、抗告訴訟等があります。このような差別条例は行政訴訟 にたえられますか。この不平等な条例の差別部分の無効確認は抗告訴訟の適用になる と考えられます。このような差別条例は行政訴訟にたえられるかどうかを心配してい たところです。ごみの有料化については税外負担を住民に負わすことになるのですか ら、住民への説明が不十分ではあってはならないと思います。市民の代弁者として、 市民の負託を受けた議員の責任として、伊賀市の議会の結論と、伊賀市青山地域住民 と名張市住民の合意の下に後日提案されてくる条例に、この請願書の趣旨を踏まえて くださいますようお願いいたします。

議員の皆様のご懸命なご判断で私の賛成討論にご賛同いただきますようお願いいた しまして、賛成討論といたします。

議長(福田博行)以上をもって討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって請願第2号は不採択とすることに決しました。

続いて請願第3号について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の 起立を求めます。

(替成者起立)

起立少数であります。よって請願第3号は不採択とすることに決しました。

続いて請願第4号について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の 起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって請願第4号は不採択とすることに決しました。

議長(福田博行) 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成19年11月伊賀南部環境衛生組合議会第153回臨時会を閉会いたします。

午後3時7分閉会

議長

議員

議員